

理事会会議資料

(令和2年度第2回)

令和2年9月29日(火)

社会福祉
法人 神栖市社会福祉協議会

令和2年度 第2回 神栖市社会福祉協議会理事会次第

日 時：令和2年9月29日(火)

午前10時30分～

場 所：神栖市保健・福社会館

1. 会議適正審査報告

2. あ い さ つ

3. 議 長 選 出

4. 議 事

報告第1号 令和2年度上期(4～7月)事業実施状況及び予算執行状況について

議案第1号 経理規程の一部改正(案)について

議案第2号 令和2年度 社会福祉事業区分収支補正予算(案)について

議案第3号 令和2年度第2回評議員会の招集について

5. 閉 会

報告第1号

令和2年度上期（4～7月）事業実施状況及び予算執行状況について

<提案理由>

令和2年4月から7月の間に実施した各種事業の結果、法人運営の状況、及び収支決算の状況について報告いたします。この報告は、定款第20条第5項に規定する、会長及び常務理事（業務執行理事）の職務状況報告として行うものです。

令和2年9月29日 提出

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会
会 長 石 田 進

事業実施状況報告（令和2年4月～7月）

I. 総合相談体制の充実強化

1. 相談援助機能の充実強化

(1) 組織による相談援助の強化（総合相談。相談対応件数）（自主事業）

(i) 日常生活圏域別相談件数

日常生活圏域別実績		4月	5月	6月	7月	計	特記事項
相談 件数	第Ⅰ圏域	502	744	964	752	2,962	居切～溝口
	第Ⅱ圏域	254	459	580	525	1,818	奥野谷～太田、柳川
	第Ⅲ圏域	197	224	340	312	1,073	土合、矢田部～波崎
	上記以外	44	43	62	32	181	居住地不明(匿名等)、市外
計		997	1,470	1,946	1,621	6,034	
(前年度)		615	647	576	656	2,494	

(ii) 相談内容別件数

相談内容	4月	5月	6月	7月	計	前年度	特記事項
1 緊急生活支援	30	31	23	37	121	140	
2 生活福祉資金	466	821	948	794	3,029	67	特例貸付を含む
3 行旅人支援	0	0	0	1	1	2	
4 低額診療	1	3	1	1	6	7	
5 自立相談支援	123	319	442	376	1,260	221	住居確保給付金ほか
6 生活相談(他)	9	1	12	9	31	28	
7 日常生活自立支援	84	75	116	75	350	286	
8 成年後見	35	51	72	55	213	124	
9 障害相談	126	53	122	101	402	387	
10 こころの相談	7	7	15	9	38	69	別掲
11 発達相談	3	21	27	24	75	72	
12 ひきこもり	5	1	11	8	25	32	別掲
13 高齢者	2	3	11	7	23	224	
14 貸出事業	0	1	0	0	1	14	
15 福祉教育	1	3	2	1	7	51	
16 ボランティア	10	17	25	29	81	161	別掲
17 ファミリーサポート	51	23	55	54	183	441	
18 ういるかみす	26	10	55	38	129	159	
19 苦情	0	0	5	0	5	2	
19 その他	18	30	4	2	54	7	
計	997	1,470	1,946	1,621	6,034	2,494	
(前年度)	615	647	576	656	2,494		

※はさき福祉センターの休館に伴い、4月27日(月)から5月22日(金)までの間、波崎支所での窓口業務を休止し、支所職員（正職員3名、非常勤1名）全員を神栖本所・地域福祉総合相談センター勤務とさせ、増大する生活福祉資金(No.2)、自立支援相談(No.5)に対応するスタッフの増員を図りました。（波崎支所は5月25日(月)以降、常駐職員2名体制で窓口業務を再開しています。）

※相談者への対応にあたっては、窓口前に受付専用の職員（6月15日(月)からは人材派遣会社に委託）を置き、相談者の誘導と事務所入室前の検温・手指消毒の協力を呼びかけ、また相談対応中も相談者同士が密接とならないよう相談スペースの確保に努めています。

(2) 課題発見機能の充実（地区民生委員との連携）（自主事業）

実施項目	4月	5月	6月	7月	計	特記事項
民協定例会へ参加	0	0	2	2	4回	社協活動の説明
同行訪問、情報共有	4	6	2	6	18	緊急生活支援、低額診療等
(前年度)	16	15	8	12	51	

(3) 他機関の相談窓口とのネットワークづくり（自主活動）

- ・市困りごと相談担当者との打合せ（他機関相談窓口との連絡会づくりなどを提言。5月）

2. コミュニティソーシャルワークの充実強化

(1) 課題解決へのネットワークづくり（自主事業）

会議の種類	4月	5月	6月	7月	計	前年度	特記事項
ケース会議(社協主催)	1				1	5	
ケース会議(他機関主催)				1	1	2	
連携会議(他機関主催)		1	1		2	7	
計	1	1	1	1	4	14	
(前年度)	4	3	2	5	14		

(2) 生活課題解決に対する組織化・事業化（自主事業）

開催日	内 容	参加者
7月30日	第265回地域ネットワーク勉強会 「高次脳機能障害を抱える方への支援～事例を通して症状と関わり方を学ぼう～」	29名

※4～6月の地域ネットワーク勉強会は中止。8月以降も当面の間開催を見合わせています。

3. 職員派遣を通じた福祉相談窓口のネットワーク強化（自主事業）

- | | |
|---------------------------------|------|
| (1) 精神保健福祉士・社会福祉士の派遣（神栖市社会福祉課） | 1名派遣 |
| (2) 生活支援コーディネーターの派遣（神栖市長寿介護課） | 1名派遣 |
| (3) 精神保健福祉士・社会福祉士の派遣（神栖市障がい福祉課） | 1名派遣 |
| (4) 家庭児童相談専門員の派遣（神栖市子ども福祉課） | 1名派遣 |

II. 必要とされる各領域の権利擁護・生活支援システムづくり

1. 精神障害者、発達障害児者、ひきこもりの方等への支援活動

(1) 精神障害者の地域生活支援の充実

(i) 精神保健相談「こころの相談室」（再掲。平成20年度自主事業開始）

相談経路	4月	5月	6月	7月	計	前年度	特記事項
窓 口	1	1	6	3	11	26	
電 話	6	6	9	5	26	37	
訪 問	0	0	0	1	1	6	
計	7	7	15	9	38	69	
(前年度)	19	8	25	17	69		

(ii) 精神保健ダイケア事業 (平成16年度自主事業開始、
平成17年度神栖市より一部受託。受託金額3,200,000円)

・神栖地区「青空」(毎週水曜日・木曜日・金曜日) ※前年度：前年4月～7月

	4月	5月	6月	7月	計	前年度	特記事項
開催回数	0	0	12	13	25	49	4, 5月は中止
延べ利用人数	0	0	65	70	135	301	

・波崎地区「ほのぼの」(毎週火曜日) ※前年度：前年4月～7月

	4月	5月	6月	7月	計	前年度	特記事項
開催回数	0	0	4	4	8	17	4, 5月は中止
延べ利用人数	0	0	1	2	3	22	

(2) 発達障害児者等支援の充実

(i) 発達障害児療育者ステップアップ研修(仮。自主事業)

・発達障害児療育者研修(平成17～21, 25, 26, 28, 令和元年度に実施)の修了生を対象とした研修を計画していますが、開催時期は新型コロナウイルス感染症の収束に合わせ検討します。

(ii) 会議・研修会

・市教育委員会主催 神栖市特別支援教育連携協議会に出席(6月)

(iii) ことばと発達の相談室(平成元年度自主事業開始)

相談事業の種類	4月	5月	6月	7月	計	前年度	特記事項
相談件数	0	0	16	16	32	57	4, 5月は中止
(前年度)	14	15	14	14	57		

※相談室は言語聴覚士へ委託して実施しています。

(iv) 知的障害への理解を深める活動の展開(自主活動)

・鹿島特別支援学校PTA及び卒業生保護者の交流会「ふたばの会」活動支援

(3) ひきこもり家族支援の充実、支援ネットワークの構築

相談経路	4月	5月	6月	7月	計	前年度	特記事項
窓口	2	0	1	1	4	3	
電話	3	1	6	4	14	23	
訪問	0	0	0	0	0	3	訪問相談は休止中
家族相談(月2回)	0	0	4	3	7	3	4, 5月は中止
計	5	1	11	8	25	32	
(前年度)	6	9	9	8	32		

※家族相談は心理療法士から助言を受け実施しています。

(4) 地域生活支援センター「障害者相談支援(専門相談)」の運営

(i) 神栖市障害者相談支援事業の運営 (平成18年度神栖市受託事業。受託金額6,000,000円)

※前年度：前年4月～7月

	4月	5月	6月	7月	計	前年度	特記事項
相談件数(身体障害)	53	8	34	41	136	125	
相談件数(知的障害)	25	6	32	16	79	56	
相談件数(精神障害)	48	39	56	44	187	202	
相談件数(その他)	0	0	0	0	0	4	
障害支援区分認定調査	0	0	6	5	11	21	4, 5月は依頼なし

(ii) 障害者総合支援法 指定特定相談支援(計画作成)事業所の運営

(平成26年度自主事業開始。年間収入予算1,932,000円)

実施件数	4月	5月	6月	7月	計	介護報酬等	特記事項
サービス計画作成	12	4	0	2	18	268,160	
モニタリング実施	10	0	4	4	18	217,980	
計	22	4	4	6	36	486,140	執行率 25.2%
前年度	22	4	5	7	38	516,840	

(5) 各種福祉サービス

※前年度：前年4月～7月

貸出用備品・資産	4月	5月	6月	7月	計	前年度	特記事項
介護機器の貸出	2	4	4	3	13	43	自主事業
福祉車両レンタカー料助成	2	1	1	3	7	25	30年10月自主事業開始

2. 権利擁護関連活動の充実(福祉後見サポートセンターかみすの運営)

(1) 福祉後見サポートセンターかみす活動の充実 (平成28年度自主事業開始、

神栖市より法人後見支援業務の一部受託。受託金額376,852円)

・事業受任状況 7月末現在6名受任中(後見5名、保佐1名)

・相談対応、後見人業務

※前年度：前年4月～7月

	4月	5月	6月	7月	計	前年度	特記事項
新規相談件数	1	1	1	6	9	7	うち受任相談1件
受任活動件数	34	50	71	49	204	95	前年同時期：受任6名
専門員活動件数	35	51	72	55	213	124	
ケアカンファレンス	0	0	1	2	3	3	

(2) 日常生活自立支援事業の運営 (平成13年度茨城県社協受託事業。受託金額2,197,000円)

・事業契約状況 7月末現在契約者27名

・相談対応、自立支援専門員業務

※前年度：前年4月～7月

	4月	5月	6月	7月	計	前年度	特記事項
相談件数	2	3	2	3	10	12	
生活支援員活動件数	1	0	9	12	22	49	前年同時期：契約19名
専門員活動件数	83	75	107	63	328	237	
ケアカンファレンス	0	0	1	0	1	10	

3. 生活困窮者への支援活動

(1) 施策の活用による生活困窮世帯への支援

※前年度：前年4月～7月

支援の種類		4月	5月	6月	7月	計	前年度	特記事項
生活福祉資金貸付	福祉費					0	1	貸付申請にかかる事務を茨城県社協から受託・当初受託金額168,000円(大幅増額予定)
	修学資金		1			1	0	
	総合支援資金	1				1	0	
	総合支援資金(特例)		100	164	165	554	0	
	緊急小口資金					0	4	
	緊急小口資金(特例)	86	177	172	132	567	5	
	臨時特例つなぎ資金					0	0	
低額診療制度の申請		1	0	0	0	1	2	自主活動
行旅人支援		0	0	0	1	1	1	自主事業
緊急生活支援事業の実施		9	11	2	12	34	27	自主事業

※(特例)：新型コロナウイルス感染症の影響により減収した世帯を対象とした「緊急小口資金(特例)」「総合支援資金(特例)」の貸付が令和2年3月25日から始まっています。特例貸付の申請受付期間は当初7月末日までとされていましたが9月末日まで延長され、さらに12月末日まで延長されることが決定(令和2年9月15日付厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室長事務連絡)しました。

(2) 生活困窮者自立支援事業の運営

(平成29年度神栖市受託事業。受託金額12,537,000円)

※前年度：前年4月～7月

相談事業の種類		4月	5月	6月	7月	計	前年度	特記事項
相談件数(新規)		51	168	261	190	670	38	
プラン内訳	住居確保給付金	10	22	7	16	55	2	※
	就労支援	1	0	0	0	1	3	
	生活福祉資金貸付	1	0	0	0	1	0	
	就労自立促進事業	0	0	0	0	0	3	
支援活動件数		123	319	442	376	1,260	221	

※ 住居を喪失した方又は喪失する恐れのある方を対象に家賃相当分の給付金を支給する「住居確保給付金」は、新型コロナウイルスの影響により受給要件が緩和されたことで相談・申請が急増する状況を受け、申請手続きをできる限り簡潔かつ迅速に進めるようアセスメントシート、プラン作成等を原則省略して対応することが国から求められています。

(3) 食料品寄付を活用した生活困窮者支援の取り組み

・きずなBOXの設置協力(NPO法人フードバンク茨城と連携した自主活動)

令和2年4月～7月 35.0 kg分の食料品(乾麺、レトルト品、缶詰、調味料等)を受領

令和2年7月末時点で 29.1 kg分を活用(本会緊急生活支援事業、市内福祉施設等)

Ⅲ. 市民との協働による地域生活支援のしくみづくり

1. ボランティア・目的別コミュニティづくりの応援

(1) ボランティアセンター機能の充実強化（自主事業）

(i) 交流サロン利用、ボランティア登録

※前年度：前年4月～7月

	4月	5月	6月	7月	計	前年度	特記事項
交流サロンの利用	0	0	83	91	174	653	会議スペース、録音室等
ボランティア登録	1,296	59	19	3	1,377	1,966	個人、グループ
ボランティア保険加入	801	47	19	3	870	1,357	

※令和2年3月30日(月)から5月24日(日)まで保健・福祉会館の貸館業務が休止されたため、4～5月は交流サロン利用も休止としました。

(ii) ボランティア相談の内訳

※前年度：前年4月～7月

相談内容	4月	5月	6月	7月	計	前年度	特記事項
1 ボランティア活動	3	5	8	6	22	40	
2 ボランティア依頼	1	4	1	2	8	56	
3 ボランティア保険					0	3	
4 交流サロン					0	3	
5 福祉活動基金等助成	1			1	2	5	
6 善意銀行	4	7	8	13	32	31	
7 災害時対応			1		1	1	
8 広報啓発		1		4	5	5	
9 ボランティア講座・交流			1		1	11	
10 ういらかみす	26	10	55	38	129	159	再掲
11 ファミリーサポートセンター	51	23	55	54	183	441	再掲
12 地区別・目的別サロン	1		5	2	8	5	
13 福祉団体			1	1	2	1	
その他					0	0	
計	87	50	135	121	393	761	
(前年度)	199	194	180	188	761		

(2) 目的別コミュニティづくりの側面的支援（自主事業）

- ・高齢者サロン数（R02.07.31時点） 14ヶ所（前年同時期 14ヶ所）
- ・子育てサロン数（R02.07.31時点） 2ヶ所（前年同時期 2ヶ所）
- ・当事者グループ数（R02.07.32時点） 3団体（前年同時期 3団体）

※ほとんどのサロン、グループは令和2年3月以降、集まっての活動を休止しています。

・一人暮らし高齢者交流事業

当初計画では6月下旬の開催を予定していましたが、新型コロナウイルス感染症収束の見込が立っていない状況をふまえ、今年度の開催は中止としました。

※前年度：3回開催（神栖地区、波崎東部西部地区、矢田部・若松地区）。参加者124名。

2. 市民活動による助け合い・災害時支援活動の推進

(1) 住民参加により福祉課題を直接解決するための基盤強化

(i) 住民参加型在宅福祉サービス「ういるかみす」の運営（平成8年度自主事業開始。

ういるかみす会員利用料等を使用)

2年7月末時点 利用会員 27名 協力会員 20名 ※前年度：前年4月～7月

	4月	5月	6月	7月	計	前年度	特記事項
利用件数	10	0	36	32	78	191	5月は活動休止
利用時間（1時間700円）	13.0	0.0	60.0	46.0	119.0	285.5	

(ii) ファミリーサポートセンターの運営（平成18年度神栖市受託事業。受託金額 4,416,000円）

2年7月末時点 利用会員 826名 子育てサポーター 240名 ※前年度：前年4月～7月

	4月	5月	6月	7月	計	前年度	特記事項
利用件数	16	10	61	70	157	565	
利用時間（1時間650円）	29.5	20.5	76.0	87.5	213.5	1114.5	

(iii) 各種講座の開催を通じた新たな人材の開拓（自主事業。茨城県ボランティア基金助成金を活用）

- ・2年7月末時点で未開催。各種講座については新型コロナウイルス感染症の収束に合わせ開催を検討します。

(2) 災害ボランティア受け入れ体制の整備（自主活動）

- ・茨城県社会福祉協議会主催「新型コロナウイルス感染防止下における災害ボランティアセンターの設置・運営の考え方の検討について」

（6月。オンライン会議。県内で感染者が多く確認された市の社協として参加要請）

- ・いばらき自民党政務調査会主催「第3回災害ボランティア活動の促進に関する勉強会」

（7月。茨城県市町村社会福祉協議会事務局長会の代表として出席）

(3) 市民活動を応援するための助成（平成4年度自主事業開始。

福祉活動基金助成事業、茨城県ボランティア基金助成事業）

- ・ボランティアグループ助成（1グループ5万円を限度） 2団体が申請

- ・ボランティア協力校助成（1校5万円を限度） 17校が申請

※いずれも申請通り決定

(4) 神栖市社協会長顕彰の実施（平成20年度自主事業開始）

- ・福祉感謝会（例年2月中旬開催）での実施を予定

3. 福祉教育支援活動の充実

(1) 小中学校への福祉教育支援活動の推進（平成5年度自主事業開始。共同募金助成金を活用）

- ・3月以降、学校を訪問する「福祉教育出前講座」は休止しており、現在、各学校には本会保有の書籍、ビデオ教材を活用いただけるようご案内中です。

- (2) 高校生の進路アシストカレッジの開催 (平成24年度自主事業開始。事業費の一部に共同募金助成金、茨城県ボランティア基金助成金を活用)
- ・7月下旬から8月上旬にかけての開催を計画していましたが、学校の休業期間変更や施設等での感染症拡大防止措置に伴い、開催日程の調整及び実習先の確保が困難な状況をふまえ、今年度の開催は中止としました。

IV 事業推進のための組織体制の発展・強化

1. 理解者を増やす広報 (自主事業)

- (1) 広報紙「かみす社協ニュース」の発行 (毎月1日新聞折込 23,800部)
- ・計画通りの号数を発行。生活福祉資金特例貸付等、新型コロナ関連の情報を中心に掲載しました。
- (2) 広報紙「ボランティアセンターマガジン」の発行 (偶数月15日新聞折込 23,800部)
- ・6月以降、単独での発行を見合わせ、必要な情報は「かみす社協ニュース」へ掲載しています。
- (3) 神栖市社会福祉協議会ホームページの運営
- ・4～7月の掲載数 109件 (前年同時期 118件)
 - ・4～7月のアクセス数 10,285件 (前年同時期 7,872件)
- (4) 神栖市社会福祉協議会リーフレットの発行 (令和2年4月12日新聞折込 ほか)
- (5) 福祉サービス一覧ポスターの掲示 (市内493箇所へ配布)
- ・計画通り発行・配布しました。

2. 会員会費・寄付金の充実

(1) 社協会員加入状況 (7月末時点)

- ・一般会費 (1,000円～) 57地区。加入総額 6,872,500円 (前年同時期 70地区。8,852,000円)
- ・特別会費 (2,000円～) 11件。加入総額 47,000円 (前年同時期 11件。36,000円)
- ・法人会費 (20,000円～) 98法人。加入総額 2,270,000円 (前年同時期 77法人。1,920,000円)
- ・団体会費 (3,000円～) 5団体。加入総額 24,000円 (前年同時期 7団体。17,000円)

(2) 寄付金収入の状況 (7月末時点)

- ・一般寄付金収入 121,451円 (前年同時期 690,212円)
- ・指定寄付金収入 148,335円 (前年同時期 55,905円)

V 法人運営

1. 会議等の開催 (8月末までの開催等の状況)

開催日(※)	会議名・内容	出席者
令和2年 5月28日	監事による監査 (監事の現員数2名) ・令和元年度業務執行状況及び財産の状況に関する監査	監事 2名 理事 1名

開催日(※)	会議名・内容	出席者
6月4日 (※)	第1回理事会（理事の現員数18名。書面同意により決議の省略） ・補欠評議員の選任候補者推薦(みなし決議) ・令和元年度神栖市社会福祉協議会事業報告及び決算の承認(みなし決議) ・令和2年度定時評議員会の招集(みなし決議) (決議があったものとみなされた日：6月11日)	(同意書受領) 理事 18名 (確認書受領) 監事 2名
6月11日 (※)	評議員選任委員会（委員現員数5名。書面審査） ・補欠評議員の選任(3名選任) (書面受領完了：6月11日)	(書面受領) 委員 5名
6月11日 (※)	定時評議員会（評議員の現員数40名。書面同意により決議の省略） ・補欠役員の選任(理事2名選任。みなし決議) ・令和元年度神栖市社会福祉協議会事業報告及び決算の承認(みなし決議) (決議があったものとみなされた日：6月26日)	(同意書受領) 評議員 40名
6月19日 (※)	第1回福祉活動基金管理運営委員会（委員現員数7名。書面審査） ・令和元年度助成実績報告 ・令和2年度ボランティア協力校助成審査（第1次応募14校） ・令和2年度福祉活動基金の運用基準（案）について (書面受領完了：6月25日)	(書面受領) 委員 7名
7月29日 (※)	第2回福祉活動基金管理運営委員会（委員現員数7名。書面審査） ・令和2年度ボランティアグループ助成審査（2団体） ・令和2年度ボランティア協力校助成審査（第2次応募3校） (書面受領完了：8月6日)	(書面受領) 委員 7名
8月4日	第1回福祉後見サポートセンターかみず運営委員会（委員現員数6名） ・正副委員長の選出（委員の互選） ・福祉後見サポートセンターかみず運営現状について ・法人後見受任審査について（1件候補者受任決定）	委員 5名

※書面審査とした会議は「提案日」を開催日欄に記載しています。

2. 事務局職員の人事

(1) 新規採用

- ・募集職種 社会福祉協議会の事務・事業を担う一般事務職員（令和2年9月1日採用予定）
- ・採用方法 大卒者を対象に公募し、試験選考（筆記試験及び面接試験）を実施
(募集人員：1名程度。応募者1名)
- ・試験実施 6月28日（日） 教養試験、論文試験、性格特性検査
※受験者欠席により中止
- ・再募集 引き続き新規採用に向け準備中（1名程度。令和3年4月1日付採用予定）

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会 令和2年度収支状況

自：令和2年4月1日 至：令和2年7月31日

事業区分・拠点区分(サービス区分)	2年度予算	収 支 状 況			備考
		収 入	支 出	翌月繰越	
社会福祉事業区分	188,953,000	132,732,479	70,572,942	62,159,537	
社協自主事業	130,688,000	97,970,349	45,706,432	52,263,917	
地域福祉推進事業	117,242,000	91,213,675	41,228,009	49,985,666	
精神保健福祉支援事業	4,943,000	3,149,956	1,660,144	1,489,812	
成年後見制度に関する事業	8,503,000	3,606,718	2,818,279	788,439	
受託事業	28,935,000	14,777,042	8,708,989	6,068,053	
日常生活自立支援事業	2,439,000	52,142	440,277	△ 388,135	※
精神障害者デイケア事業	3,288,000	3,200,000	440,933	2,759,067	
ファミリーサポートセンター	4,416,000	2,208,000	1,581,684	626,316	
障害者相談支援事業	6,255,000	3,048,400	1,863,898	1,184,502	
生活困窮者自立支援事業	12,537,000	6,268,500	4,382,197	1,886,303	
障害者計画相談事業	1,932,000	486,140	355,521	130,619	
基金積立事業	17,432,000	17,038,547	14,200,000	2,838,547	
職員退職手当積立事業	9,966,000	2,460,401	1,602,000	858,401	
公益事業区分	35,916,000	17,794,909	10,600,226	7,194,683	
広告・自動販売機設置事業	597,000	135,909	0	135,909	
労働者派遣事業	35,319,000	17,659,000	10,600,226	7,058,774	
法人全体	224,869,000	150,527,388	81,173,168	69,354,220	
内部取引(法人内繰入)消去額	△ 26,137,000	△ 15,940,000	0	△ 15,940,000	
法人全体(内部取引消去後)	198,732,000	134,587,388	81,173,168	53,414,220	

※ 受託金(茨城県社協)入金予定 令和2年度後期

資金収支計算書

自 令和02年04月01日 至 令和02年07月31日

法人名：社会福祉法人 神栖市社会福祉協議会

事業：法人全体

(単位：円)

勘定科目	予算(A)	決算(B)	差異(A)-(B)	備考
< 事業活動による収支 >				
< 収入 > 会費収入	13,950,000	9,213,500	4,736,500	
寄附金収入	2,000,000	269,786	1,730,214	
経常経費補助金収入	92,769,000	73,876,269	18,892,731	
受託金収入	29,143,000	14,819,113	14,323,887	
事業収入	39,347,000	18,486,451	20,860,549	
障害福祉サービス等事業収入	1,932,000	486,140	1,445,860	
受取利息配当金収入	46,000	38,693	7,307	
その他の収入	1,054,000	273,886	780,114	
事業活動収入計(1)	180,241,000	117,463,838	62,777,162	執行率 65%
< 支出 > 人件費支出	160,408,000	54,677,632	105,730,368	
事業費支出	13,572,000	4,574,375	8,997,625	
事務費支出	15,164,000	4,913,703	10,250,297	
受託事業等支出	168,000	197,858	△ 29,858	
共同募金配分金事業費	201,000	14,200	186,800	
助成金支出	2,680,000	855,400	1,824,600	
事業活動支出計(2)	192,193,000	65,233,168	126,959,832	執行率 34%
事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	△ 11,952,000	52,230,670	△ 64,182,670	
< 施設整備等による収支 >				
< 収入 > 固定資産売却収入	0	0	0	
施設整備等収入計(4)	0	0	0	
< 支出 > 固定資産取得支出	783,000	0	783,000	
施設整備等支出計(5)	783,000	0	783,000	
施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)	△ 783,000	0	△ 783,000	
< その他の活動による収支 >				
< 収入 > 基金積立資産取崩収入	17,000,000	17,000,000	0	
積立資産取崩収入	1,000	0	1,000	
事業区分間繰入金収入	3,009,000	0	3,009,000	
拠点区分間繰入金収入	23,128,000	15,940,000	7,188,000	
その他の活動収入計(7)	43,138,000	32,940,000	10,198,000	
< 支出 > 積立資産積立支出	3,400,000	0	3,400,000	
事業区分間繰入金支出	3,009,000	0	3,009,000	
拠点区分間繰入金支出	23,128,000	15,940,000	7,188,000	
その他の活動支出計(8)	29,537,000	15,940,000	13,597,000	
その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	13,601,000	17,000,000	△ 3,399,000	
予備費支出(10)	2,367,000	0	2,367,000	
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)	△ 1,501,000	69,230,670	△ 70,731,670	
前期末支払資金残高(12)	1,501,000	123,550	1,377,450	
当期末支払資金残高(11)+(12)	0	69,354,220	△ 69,354,220	

議案第1号

経理規程の一部改正(案)について

<提案理由>

生活福祉資金貸付にかかる事務について、本会を含む市区町村社協は、都道府県社会福祉協議会との受委託契約に基づき実施しております

本年度当初より、新型コロナウイルス感染症による特例貸付（緊急小口資金、総合支援資金）の申請が増加し、相談支援や申請等に伴う人件費、通信費及び消耗品費等の事務費の負担が増加していることを受け、茨城県社会福祉協議会では貸付事務にかかる委託料を増額し、本特例貸付にかかる臨時職員の雇用や職員時間外手当、人材派遣費用、通信費や事務用品購入経費等に充てられるよう緊急措置が図られることとなりました。

これまで生活福祉資金貸付事務にかかる経費は、法人本部事業の付随業務として「地域福祉推進事業サービス区分」の中で一体的な会計処理を行っていましたが、今回の委託料増額により、経費総額が拡大し、貸付事務にかかる予算管理をサービス区分単位で明らかにする必要が生じたことから、本会経理規第4条第5項を一部改正し、当該事業について新たにサービス区分を追加するものです。

審議の上、決議願います。

令和2年9月29日 提出

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会
会 長 石 田 進

令和2年9月29日 決議

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会
令和2年度 第2回 理事会

経理規程改正案 (※赤字・追加)

改正前の条文	改正後の条文 (案)
<p>(事業区分、拠点区分及びサービス区分)</p> <p>第4条 事業区分は、社会福祉事業区分と公益事業区分とする。</p> <p>2 各事業区分には、予算管理の単位としてそれぞれ拠点区分を設定する。</p> <p>3 拠点区分には、事業運営の実態に照らし一体的に運営されている事業を集約し、それぞれ設定する。</p> <p>4 サービス区分は、その拠点で実施する複数の事業について法令等の要請により会計を区分して把握すべきものとされているもの及び事業管理上の必要があるものについて区分を設定する。</p> <p>5 前項までの規定に基づき、本会において設定する事業区分、及び拠点区分、サービス区分は次のとおりとする。</p> <p>(1) 社会福祉事業区分</p> <p>ア 社協自主事業拠点区分</p> <p> a 地域福祉推進事業サービス区分</p> <p> b 精神保健福祉支援事業サービス区分</p> <p> c 成年後見制度に関する事業サービス区分</p> <p>イ 受託事業拠点区分</p> <p> d 日常生活自立支援事業サービス区分</p> <p> e 精神障害者デイケア事業サービス区分</p> <p> f ファミリーサポートセンターサービス区分</p> <p> g 高齢者相談センターサービス区分</p> <p> h 障害者相談支援事業サービス区分</p> <p> i 生活困窮者自立支援事業サービス区分</p> <p>ウ 障害者計画相談支援事業拠点区分</p> <p>エ 基金積立事業拠点区分</p> <p>オ 職員退職手当積立事業拠点区分</p> <p>(2) 公益事業区分</p> <p>ア 広告・自動販売機設置事業拠点区分</p> <p>イ 労働者派遣事業拠点区分</p>	<p>(事業区分、拠点区分及びサービス区分)</p> <p>第4条 事業区分は、社会福祉事業区分と公益事業区分とする。</p> <p>2 各事業区分には、予算管理の単位としてそれぞれ拠点区分を設定する。</p> <p>3 拠点区分には、事業運営の実態に照らし一体的に運営されている事業を集約し、それぞれ設定する。</p> <p>4 サービス区分は、その拠点で実施する複数の事業について法令等の要請により会計を区分して把握すべきものとされているもの及び事業管理上の必要があるものについて区分を設定する。</p> <p>5 前項までの規定に基づき、本会において設定する事業区分、及び拠点区分、サービス区分は次のとおりとする。</p> <p>(1) 社会福祉事業区分</p> <p>ア 社協自主事業拠点区分</p> <p> a 地域福祉推進事業サービス区分</p> <p> b 精神保健福祉支援事業サービス区分</p> <p> c 成年後見制度に関する事業サービス区分</p> <p>イ 受託事業拠点区分</p> <p> d 日常生活自立支援事業サービス区分</p> <p> e 精神障害者デイケア事業サービス区分</p> <p> f ファミリーサポートセンターサービス区分</p> <p> g 高齢者相談センターサービス区分</p> <p> h 障害者相談支援事業サービス区分</p> <p> i 生活困窮者自立支援事業サービス区分</p> <p> j 生活福祉資金に関する事業サービス区分</p> <p>ウ 障害者計画相談支援事業拠点区分</p> <p>エ 基金積立事業拠点区分</p> <p>オ 職員退職手当積立事業拠点区分</p> <p>(2) 公益事業区分</p> <p>ア 広告・自動販売機設置事業拠点区分</p> <p>イ 労働者派遣事業拠点区分</p> <p>付 則</p> <p>14 この規則は、令和2年10月1日から施行する。 (改訂則第131号)</p>

議案第2号

令和2年度 社会福祉事業区分収支補正予算(案)について

<提案理由>

新型コロナウイルス感染症の関連で相談対応件数が急増している、生活福祉資金貸付事務（特例貸付関係。茨城県社協受託）と、生活困窮者自立支援事業（住居確保給付金関係。神栖市受託）について、予算の増額補正を行うため、別添の通り令和2年度社会福祉事業区分収支補正予算(案)を編成いたしました。

生活福祉資金貸付事務にかかる予算の増額につきましては、茨城県社協からの委託料増額措置（基本額500,000円＋9月末までの受付件数×5,000円。本会では受付見込件数1,500件で積算し総額8,000,000円の増額を計上しました。）に伴うもので、サービス区分の新設（議案第1号）と併せ、これまで法人本部（地域福祉推進事業サービス区分）で計上していた当該事業にかかる予算を移動します。

生活困窮者自立支援事業にかかる予算の増額につきましては、年度当初からの相談対応件数が予算編成時の想定を超えて増加し続けており、相談支援にあたる職員の人件費及び事務費の負担が増加している状況を神栖市（所管：社会福祉課）へ報告するとともに、委託料の増額について申し入れました。その後、市との協議を経て追加要望した委託料（増額分3,173,121円）を補正予算額（千円未満切り上げ）として計上しました。

審議の上、決議願います。

令和2年9月29日 提出

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会
会 長 石 田 進

令和2年9月29日 決議

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会
令和2年度 第2回 理事会

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会 令和2年度収支補正予算書（案）

●事業区分・拠点区分別 資金収支補正予算総括表

（単位：円）

事業区分・拠点区分	当初予算	補正額(案)	補正後予算額	備考
社会福祉事業区分	188,953,000	11,174,000	200,127,000	
社協自主事業	130,688,000	△ 168,000	130,520,000	
地域福祉推進事業(法人本部)	117,242,000	△ 168,000	117,074,000	生活福祉資金事業にかか る収支を独立
精神保健福祉支援事業	4,943,000		4,943,000	
成年後見制度に関する事業	8,503,000		8,503,000	
受託事業	28,935,000	11,342,000	40,277,000	
日常生活自立支援事業	2,439,000		2,439,000	
精神障害者デイケア事業	3,288,000		3,288,000	
ファミリーサポートセンター事業	4,416,000		4,416,000	
障害者相談支援事業	6,255,000		6,255,000	
生活困窮者自立支援事業	12,537,000	3,174,000	15,711,000	増額
(新)生活福祉資金に関する事業	0	8,168,000	8,168,000	区分新設
障害者計画相談事業	1,932,000		1,932,000	
基金積立事業	17,432,000		17,432,000	
職員退職手当積立事業	9,966,000		9,966,000	
公益事業区分	35,916,000	0	35,916,000	
広告・自動販売機設置事業	597,000		597,000	
労働者派遣事業	35,319,000		35,319,000	
法人全体	224,869,000	11,174,000	236,043,000	

●勘定科目別 資金収支補正予算明細書(案。社会福祉事業区分)

(単位：円)

勘定科目	当初予算額	補正予算額	補正額内訳			補正後予算額	備考
			地域福祉推進事業	生活困窮者自立支援事業	生活福祉資金に関する事業		
< 事業活動による収支 >							
< 収入 >							
会費収入	13,950,000	0	0	0	0	13,950,000	
寄附金収入	2,000,000	0	0	0	0	2,000,000	
経常経費補助金収入	92,769,000	0	0	0	0	92,769,000	
受託金収入	29,143,000	11,174,000	△ 168,000	3,174,000	8,168,000	40,317,000	
市受託金収入	26,778,000	3,174,000		3,174,000		29,952,000	
精神障害者デイケア受託金収入	3,200,000					3,200,000	
ファミリーサポートセンター受託金収入	4,416,000					4,416,000	
障害程度区分認定調査受託金収入	255,000					255,000	
障害者相談支援事業受託金収入	6,000,000					6,000,000	
生活困窮者自立支援事業受託金収入	12,537,000	3,174,000		3,174,000		15,711,000	住居確保給付金事務増加分
成年後見制度法人後見支援業務受託金	370,000					370,000	
県社協受託金収入	2,365,000	8,000,000	△ 168,000		8,168,000	10,365,000	
生活福祉資金事務受託金収入	168,000	8,000,000	△ 168,000		8,168,000	8,168,000	基本額50万円+受付件数×5千円
日常生活自立支援事業受託金収入	2,197,000					2,197,000	
事業収入	3,433,000	0	0	0	0	3,433,000	
障害福祉サービス等事業収入	1,932,000	0	0	0	0	1,932,000	
受取利息配当金収入	46,000	0	0	0	0	46,000	
その他の収入	1,054,000	0	0	0	0	1,054,000	
事業活動収入計(1)	144,327,000	11,174,000	△ 168,000	3,174,000	8,168,000	155,501,000	
< 支出 >							
人件費支出	129,549,000	4,389,000	0	121,000	4,268,000	133,938,000	
役員報酬支出	3,425,000					3,425,000	
職員給料支出	71,337,000	3,878,000		121,000	3,757,000	75,215,000	時間外手当予算増額
職員賞与支出	24,262,000					24,262,000	
非常勤職員給与支出	8,480,000					8,480,000	
退職給付支出	6,389,000					6,389,000	
法定福利費支出	15,656,000	511,000			511,000	16,167,000	社会保険料増
事業費支出	13,555,000	95,000	0	44,000	51,000	13,650,000	
諸謝金支出	479,000					479,000	

(単位：円)

勘定科目	当初予算額	補正予算額	補正額内訳		補正後予算額	備考
			地域福祉推進事業	生活困窮者自立支援事業		
保健衛生費支出	14,000	95,000		44,000	109,000	消毒液、マスク等
教養娯楽費支出	627,000				627,000	
会議費支出	261,000				261,000	
業務委託費支出	123,000				123,000	
広報費支出	5,241,000				5,241,000	
消耗器具備品費支出	133,000				133,000	
印刷製本費支出	1,142,000				1,142,000	
保険料支出	711,000				711,000	
賃借料支出	1,144,000				1,144,000	
車輛費支出	1,392,000				1,392,000	
指定預託事業費支出	400,000				400,000	
緊急対策費支出	777,000				777,000	
いろいろかみす支出	1,063,000				1,063,000	
雑支出	48,000				48,000	
事務費支出	13,237,000	6,858,000	0	3,009,000	20,095,000	
福利厚生費支出	678,000				678,000	
旅費交通費支出	250,000				250,000	
研修研究費支出	490,000				490,000	
事務消耗品費支出	1,811,000	264,000		90,000	2,075,000	感染対策用備品(アクリルボード)他
印刷製本費支出	549,000				549,000	
修繕費支出	130,000				130,000	
通信運搬費支出	1,611,000	263,000		116,000	1,874,000	郵送代増額
会議費支出	478,000				478,000	
業務委託費支出	1,481,000	5,248,000		2,465,000	6,729,000	人材派遣会社に委託
手数料支出	37,000	40,000			77,000	民生委員費用弁償
賃借料支出	2,402,000				2,402,000	
渉外費支出	80,000				80,000	
諸会費支出	243,000				243,000	
資料図書費支出	253,000	5,000			258,000	「生活福祉資金の手引き」購入
租税公課支出	657,000	152,000		152,000	809,000	生活困窮者自立支援
保守料支出	1,778,000	886,000		186,000	2,664,000	コピー代増額
雑支出	309,000				309,000	

(単位：円)

勘定科目	当初予算額	補正予算額	補正額内訳		補正後予算額	備考
			地域福祉推進事業	生活困窮者自立支援事業		
受託事業等支出	168,000	△ 168,000	△ 168,000	0	0	
県社協受託事業費	168,000	△ 168,000	△ 168,000		0	
生活福祉資金事務受託事業費	168,000	△ 168,000	△ 168,000		0	サービス区分新設・移行
共同募金配分金事業費	201,000	0	0	0	201,000	
助成金支出	2,680,000	0	0	0	2,680,000	
事業活動支出計(2)	159,390,000	11,174,000	△ 168,000	3,174,000	170,564,000	
事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	△ 15,063,000	0	0	0	△ 15,063,000	
< 施設整備等による収支 >						
< 収入 >						
施設整備等収入計(4)	0	0	0	0	0	
< 支出 >						
固定資産取得支出	783,000	0	0	0	783,000	
施設整備等支出計(5)	783,000	0	0	0	783,000	
施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)	△ 783,000	0	0	0	△ 783,000	
< その他の活動による収支 >						
< 収入 >						
基金積立資産取崩収入	17,000,000	0	0	0	17,000,000	
積立資産取崩収入	1,000	0	0	0	1,000	
事業区分間繰入金収入	3,008,000	0	0	0	3,008,000	
拠点区分間繰入金収入	23,117,000	0	0	0	23,117,000	
その他の活動収入計(7)	43,126,000	0	0	0	43,126,000	
< 支出 >						
積立資産支出	3,400,000	0	0	0	3,400,000	
事業区分間繰入金支出	1,000	0	0	0	1,000	
拠点区分間繰入金支出	23,117,000	0	0	0	23,117,000	
その他の活動支出計(8)	26,518,000	0	0	0	26,518,000	
その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	16,608,000	0	0	0	16,608,000	
予備費支出(10)	2,262,000				2,262,000	
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)	△ 1,500,000	0	0	0	△ 1,500,000	
前期末支払資金残高(12)	1,500,000				1,500,000	
当期末支払資金残高(11)+(12)	0	0	0	0	0	
予算総額	188,953,000	11,174,000	△ 168,000	3,174,000	200,127,000	

議案第3号

令和2年度第2回評議員会の招集について

<提案理由>

議案第2号で提案しております補正予算案は評議員会の決議事項となっており、定款第14条の規程に基づき本理事会で決議いただいた上で評議員会の招集が必要となりますが、今回は臨時的な開催となることと、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、会議の招集を見送り、他の案件と合わせ、定款第16条第3項に基づくみなし決議（評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす）とすることについて同意願います。

令和2年度第2回評議員会

実施方法 みなし決議（会議を招集せず、会議資料（提案書）を全評議員へ郵送し、書面又は電磁的記録により同意の意思表示を得る）

議事案件 議案第1号 補欠役員の選任
議案第2号 令和2年度社会福祉事業区分収支補正予算(案)

実施対象 評議員40名

令和2年9月29日 提出

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会
会 長 石 田 進

令和2年9月29日 決議

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会
令和2年度 第2回 理事会

<資料> 関係法令、本会定款、規程等（抜粋）

< 定 款（平成31年4月改訂） >

（評議員会の権限）

第12条 評議員会は、次に掲げる事項について決議する。

- （1）理事及び監事の選任又は解任
- （4）予算及び事業計画の承認
- （6）予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- （12）その他、評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（評議員会の開催）

第13条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか3月及び必要がある場合に開催する。

（評議員会の招集）

第14条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

（評議員会の決議）

第16条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長の決するところによる。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - （1）監事の解任
 - （2）定款の変更
 - （3）その他法令で定められた事項
- 3 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

（理事の職務及び権限）

第20条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐する。
- 4 常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 5 会長及び常務理事は、毎会計年度に4月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

（役員を選任）

第21条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

（役員任期）

第22条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。
- 3 理事又は監事は、第18条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（構成）

第26条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権 限)

第27条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては会長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督

(招 集)

第28条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

(議 長)

第29条 理事会に議長を置き、議長はその都度選任する。

(決 議)

第30条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長の決するところによる。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第31条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

< 経理規程 (平成31年4月改訂) >

(予算の基準)

第12条 本会は、毎会計年度、事業計画及び承認社会福祉充実計画に基づき資金収支予算を作成する。

- 2 予算は、第4条第5項に定める拠点区分ごとに編成し、収入支出の予算額は勘定科目ごとに設定する。
- 3 拠点区分にサービス区分を設定している場合には、サービス区分ごとに予算を編成することができる。

(予備費の計上)

第15条 予測しがたい支出予算の不足を補うため、理事会の決議を経、評議員会の承認を得て支出予算に相当額の予備費を計上することができる。

(補正予算)

第17条 会長は、予算の作成後に生じた事由により、予算に変更を加える必要がある場合には、補正予算を作成し、理事会の決議を経、評議員会の承認を得なければならない。